

平成22年第6回農業委員会総会

平成22年6月21日午後3時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1.出席者

- | | | |
|--------|---------|---------|
| 1.加藤孝一 | 8.長澤恒幸 | 15.荻嶋 勲 |
| 2.吉野光輝 | 9.小出幹夫 | 16.鈴木勝雄 |
| 3.鴨志田進 | 10.鶴澤 敏 | 17.山本重文 |
| 4.中嶋則夫 | 11.小川 寛 | 18.三須裕司 |
| 5.中川利夫 | 12.落合健一 | 20.関口芳秀 |
| 6.山本紀市 | 13.立崎義久 | 21.関端 旭 |
| 7.森 邦央 | 14.林 和弘 | 22.川野 繁 |

2.欠席者

- 19.中田真司

3.事務局

事務局長	藤崎康雄	主査補	山内裕義
主査	梅澤孝行	主事補	唯 望

4.議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（知事許可）
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
議案第5号 平成21年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の認定について
議案第6号 八街市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の改正に伴う承認について

5.その他

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

藤崎事務局長	開会を宣す。（午後3時30分）
川野会長	平成22年第6回の総会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今日は、午前中はちょっと雨が降って、午後はこのよう、いいお天気になりました、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、皆様におかれまして、先月、旅行のアンケート集計をいたしましたけれども、1日から7日までという幅広いご希望がございましたので、これは後ほど来月あたり、役員会でも開いて、全員が参加できるような日程にしたらどうかと、これもあくまで、役員会で諮りたいと思っております。

それと、もう一つは、先月の5月27日、会長全国大会がございまして、そのときに宮崎県の口蹄疫の問題で、なるべく全国から支援をお願いしたいということが、総会において出ました。それで、今回、農業会議の方からも、これについて支援ということで、義援金をいただきたいという依頼がございまして、当八街市でも1口500円ということで、2口くらいは捻出した方がいいかなと思っております。仔細については、事務局の方からお話がございますので、ひとつよろしく願います。

さて、今月の案件につきましては、3条、4条、5条本体で8件、農用地利用集積計画の承認案件4件、平成21年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の認定について、農地移動適正化あっせん基準の改正に伴う承認について、農地法第18条第6項の規定による通知について1件、合わせまして総件数で15件が提出されております。提出された案件につきましては、慎重審議をお願いいたします。簡単ではございますが、総会のあいさつといたします。

ただいまの出席委員は21名です。委員定数の半数以上に達していますので、この総会は成立いたします。

なお、中田委員より欠席の報告がございました。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長お願いいたします。

藤崎事務局長

それでは、会務報告をいたします。

5月27日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査を実施いたしました。担当委員は関端副会長、林委員、関口委員出席のもと実施いたしました。

同じく、5月27日、木曜日。午後12時30分から全国農業委員会会長大会が東京の日比谷公会堂で開催されまして、川野会長が出席しております。

5月31日、月曜日。午前10時から千葉県都市農業委員会連絡協議会通常総会が千葉市で開催されまして、川野会長と梅澤主査が出席しております。

6月7日、月曜日。午後1時30分から転用事実確認現地調査及び農地パトロールを実施いたしまして、川野会長、山本重文委員出席のもと実施いたしました。

6月16日、水曜日。午後1時30分から部会の現地調査を実施いたしまして、出席委員は、川野会長、鈴木部長、小出副部長、落合委員、森委員、長澤委員、加藤委員、鴨志田委員出席のもと実施いたしました。

6月18日、金曜日。午後1時30分から部会の面接調査を市役所の第1会議室で実施いたしました。出席者は現地調査と同メンバーでございます。

以上でございます。

川野会長

次に、議事録署名委員の選任についてでございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長

ご異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号5番の中川委員、6番の山本紀市委員をお願いいたします。議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について知事許可分を議題といたします。

1番、2番につきましては、部会案件で、農政部会第1班に担当していただきました。

班長の小出副部長から報告をお願いいたします。小出副部長、お願いいたします。

小出副部長

それでは、面接調査の経過を報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について知事許可分を説明いたします。

1番と2番は関連がありますので、一括で部会の面接調査を報告いたします。

番号1、区分使用貸借、所在八街字裏島、地目畑、面積2筆合計で4千478平方メートル。権利者事由につきましては、農地の権利を取得し、農業経営をしたい。義務者事由につきましては、農業をしていないため、農地を貸したいとのことです。

番号2、区分使用貸借、所在八街字裏島、地目畑、面積3筆合計で7千516平方メートル。権利者につきましては、番号1と同じため事由は一緒です。義務者事由につきましては、農業をしていないため、農地を貸したいとのことです。

当日、事務局からは、梅澤主査と麻生主任主事が出席されました。

まず、農業を始めようとした理由ですが、実家が岩手県で農家をしており、農業に親しみがあり、農業に興味があったためということでございました。

当該農地を選定した理由ですが、出荷先である山武市に近いため、全国農業会議所の仲介があったためということでした。

農業経営の計画についてですが、農業形態につきましては専業農家。農業機械等の所有状況、または購入、借用等の予定につきましては、義務者から農機具等一式を借用する。これは、賃貸借です。保管場所につきましても、義務者から農業用倉庫を借用する賃貸借です。

農業作業従事者につきましては、世帯員は3名、うち労力1人。年間作業

従事日数ですが、権利者が300日、忙しい時期だけ、90日ぐらいの雇用をしたいということです。

農業知識の習得状況ですが、山武市で1年6カ月間、農業研修を受けたとのことでした。

申請地の営農計画につきましてですが、住居から申請地までの距離・時間等につきましては、距離が約8キロメートル、時間的に17分、交通手段は軽トラックだそうです。

作付計画ですが、夏作は落花生、ニンジン、ソルゴー。冬作はニンジン、プロッコリー、麦。出荷先ですが、山武野菜ネットワークと農協だそうです。

その他の参考事項ですが、住所は千葉市ですが、山武市に借屋があり、生活の拠点としているため、申請地には近いということです。

申請地の中に、一部、雨水がたまる箇所があるが、耕作できるように何かしらの対応をしていくと。申請地の中に約3分の1ぐらいの水がたまる場所があるんですが、申請地が1町歩以上あるけれども、耕作放棄地は作ってほしくない、作らないということでした。

周辺農地の利用に支障がないようにし、また、周辺には住宅が多いが、住民との争いを起こさないように努めると。

以上、調査を実施した結果、農政第1班としましては、農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしておりますので、許可相当と判断いたしました。

以上で調査報告を終わります。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。
ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしと認め、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

1番、2番は関連ですので、合わせて班長報告どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番、2番につきましては、許可相当で決定いたします。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、1番を議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在文違字文違野、地目畑、面積2.03平方メートル。目的、ごみ置場用地。転用事由、申請地周辺の住民から、ごみ置場を設置してほしいとの要

望があったため、当該申請地にダストボックスを設置して、ごみ置場用地として提供したい。

以上です。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、中川委員、お願いいたします。

中川委員

それでは、1番の調査報告をいたします。

申請地は、市役所より北へ約1.3キロメートルに位置します。立地基準は公道に接し、進入路は確保されております。

農地区分は、第2種農地と判断し、代替性はないと思います。

面積は2.03平方メートル、資金は自己資金、造成計画は平たんなのでないそうです。

雨水は自然浸透、日照・通風は小さなボックスですのでありません。土砂の流出は道路と同じ高さなので、別はないと思います。

以上で、特に問題ないと思います。終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号1番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番につきましては、許可相当で決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から5番までを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分使用貸借、所在榎戸字富士見台、地目畑、面積1千677平方メートルのうち495.87平方メートル。転用目的、分家住宅用地。両親が高齢のため、農業を手伝うことになり、自宅から離れた申請地周辺の農地を管理するため、農地の一部に分家住宅を建築し、効率的に農業を行っていきたい。

番号2、区分売買、所在八街字大清水、地目畑、面積2千664平方メートル。転用目的、倉庫及び事務所用地。現在、衣料品販売を主に営んでいるが、借用している既存の倉庫を返却することとなったため、空港に近い当該申請地に新たな倉庫及び事務所を建築し、利便性を図りたい。

なお、本件につきましては、1千平方メートルを超える土地に対する建築行為となりますので、開発行為に該当することから、都市計画法第29条との調整が

必要な案件となります。

番号3、区分売買、所在八街字大池、地目畑、面積330平方メートル。転用目的、宅地拡張用地。現在、申請地の隣接宅地に居住しているが、敷地が手狭なため、駐車スペースや物置を設置する場所がないため、宅地を拡張し、利便性を図りたい。

なお、既存宅地にあつては、186.92平方メートルでございます。

番号4、区分売買、所在八街字北中道、地目畑、面積233平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、両親と同居しているが、独立したいため、八街駅に近い住環境の良好な当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号5、区分売買、所在八街字北中道、地目畑、面積233平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、両親と同居しているが、独立したいため、八街駅に近く、住環境の良好な当該申請地に専用住宅を建築したい。

以上です。

川野会長

事務局の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、三須部長、お願いいたします。

三須部長

それでは、議案第3号1番の調査報告を行います。

最初に立地基準ですが、申請地はJR榎戸駅より南東方向に約1.5キロメートルに位置し、公道により進入路は確保されております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。代替性はないと思われま

す。一般基準ですが、495.87平方メートルで、農家分家住宅ということで、面積妥当と思われま

す。資金は借入れにて賄う。事業計画は埋め立て等を行わず、整地のみにする。

排水計画ですが、汚水・雑排水は合併浄化槽にて浄化後、蒸発散装置にて敷地内処理を行います。用水は自家井戸水です。

周囲の農地への土砂の流出を防止する計画は、周囲にコンクリートブロックを回し、植栽等をほどこします。隣接農地への説明状況ですが、周囲はすべて義務者の農地ですので、問題ないと思われま

す。以上のことから、この案件は問題ないと思われま

す。

川野会長

2番、3番については、私の担当でございますので、私から報告いたします。

まず、先に番号2番について調査報告いたします。

立地基準ですが、申請地は市役所から東へ約1.3キロメートルに位置しております。県道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては用途区域内にある農地でありますので、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は倉庫及び事務所用地ということですが、申請

面積は2千664平方メートルで、事業計画との関係においては面積妥当と思われます。これは、先ほど説明がございましたが、都市計画法のクリアが必要でございます。

資金については、すべて自己資金にて賄う計画となっております。

次に、隣地に対する被害防除計画ですが、隣地農地はすべて義務者の農地であり、雨水については土堰堤及びU字溝を設け、敷地内に遊水池を設ける計画です。汚水・雑排水は、市の下水道に接続する計画です。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

権利者は、成田空港に近く、輸送の利便性がよいと。また、現在借りておる倉庫の返却をしなければならない理由もある。必要性については認められます。許可後速やかに事業を行うものと判断いたしました。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われま

す。以上、報告を終わります。

次に、3番について調査報告をいたします。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より東へ、約500メートルに位置しており、権利者の住む住宅に接しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、用途区域内にある農地でありますので、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、申請地は宅地拡張用地ということですが、申請面積は330平方メートルであり、事業計画との関係において面積は妥当と思われます。

資金については、すべて自己資金にて賄う計画になっております。

次に、隣接地に対する被害防除計画ですが、隣接に農地はありません。

また、申請地は土地改良受益地ではありません。

なお、申請地は袋路になっており、現在は隣接者以外に申請地を利用することはできません。

権利者は、家族4人で生活しております。現在は駐車場が1台しか確保されず、離れたところに駐車場を借りておる状況です。荷物を保管する場所も不足のため、物置を設置したいとの理由もあり、必要性については認められます。許可後、速やかに事業を行うものと判断いたしました。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

次に、4番、5番、鴨志田委員、調査報告をお願いいたします。

鴨志田委員

番号4番と5番は同じ調査内容ですので、まとめて報告させていただきます。

まず、立地基準ですが、八街都市計画事業八街駅北側地区土地区画整理事業の中に位置しております。

また、申請地は市道に面し、進入路は確保されております。

農地性としては、市街地化の傾向が著しい区域内にあるため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですが、申請面積は233平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。資金の確保につきましては、借入金及び自己資金にて賄う計画となっております。

申請地は小作人等、権利移転に対して支障を来すものではありません。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、申請地は区画整理事業の中にあるので、造成され、耕作されている農地はありません。

用水は公営水道、排水は雨水浸透式、汚水・雑排水は排水枡を通し、本下水へととなっております。

防災計画としては、足場周りに防護ネットを設置し、周囲に粉じん等が飛散しないようにし、宅地の周囲にブロック・フェンスを設置して、土砂等を流出防止することとなっており、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で、調査報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。議案第3号1番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。次に、2番については、都市計画法との調整を条件に原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番につきましては、都市計画法との調整を条件に許可相当で決定いたします。次に、3番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。次に、4番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、4番については、許可相当で決定いたします。

次に、5番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、5番については、許可相当で決定いたします。

続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画の承認について、1番から4番を議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査

議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてご説明申し上げます。

最初に、番号1、所在山田台字山田台、地目畑、面積2筆合計で3千966平方メートル。利用権の種類につきましては使用貸借。期間につきましては5年。新規でございます。

次に、番号2、所在山田台字山田台、地目畑、面積2筆合計で3千966平方メートル。利用権の種類につきましては使用貸借。期間につきましては5年。新規でございます。

次に、番号3、所在滝台字滝台、地目畑、面積2筆合計で3千718平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借。期間につきましては3年。再設定でございます。

次に、番号4、所在上砂字大峠、地目畑、面積3千937平方メートルのうち3千500平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借。期間につきましては3年。新規でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。議案第4号1番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番につきましては、承認することに決定いたします。

次に、2番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、2番については、承認することに決定いたします。

次に、3番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、3番については、承認することに決定いたします。
次に、4番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、4番については、承認することに決定いたします。
会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後4時00分

再開 午後4時30分

川野会長 会議を再開いたします。

次に、議案第5号、平成21年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の認定についてを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査 議案第5号、平成21年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の認定につきましてご説明いたします。

お手元に配付してあります別冊資料をごらんください。

4月20日開催の第4回総会におきまして、ご承認をいただきました目標及びその活動の点検・評価(案)につきまして、4月20日から5月20日までの31日間、委員の皆様より意見を募集いたしましたところ、特にご意見等はございませんでした。

そこで、この別冊の資料の4ページ、6ページ、7ページ、9ページ、10ページの各ページに地域農業者からの意見等という欄がございます。意見等がございませんでしたので、この意見等の欄に意見等なしと記入するとともに、6ページ、7ページ、9ページ、11ページに地域農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定の欄に評価案と同様の内容、適正であったと記入をいたしましたものでございます。

その他の内容につきましては、4月の総会に提案させていただき、承認を受けました案と内容については変更ございません。

以上です。よろしく申し上げます。

川野会長 議案の説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。
ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長 質疑なしということで、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号、平成21年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の認定につきましては、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、議案第5号につきましては、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号、八街市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の改正に伴う承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査

議案第6号、八街市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の改正に伴う承認につきまして、ご説明いたします。

別冊の資料をごらんください。

八街市農業委員会農地移動適正化あっせん基準につきましては、平成21年3月開催の第3回総会において承認を受けまして、県に申請を行い、その後、11月20日に県で担い手第2000号にて認定を受けたところですが、農地法等の一部を改正する法律が昨年12月15日に施行されたことに伴いまして、あっせん基準内で参照しております条文の一部改正がありましたので、今回あっせん基準を改正するものでございます。

それでは、別冊の資料の表紙をめくった1枚目、あっせん基準の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

左が改正後、右が改正前でございます。

まず、第2条の(5)でございますが、左のアンダーラインの部分ですが、及び同条第3項に規定する農地利用集積円滑化団体(以下「農地保有合理化法人等」という。)の文言が追加となっております。

また、その下でございますが、(7)の3行目ですが、従来の条文ですと、第1条の6第1項第4号の2が改正後、第6条第2項第3号に変わる。

また、(8)でございますけれども、改正前、第7項が改正後、第3項になる。

また、(9)なのですが、改正前が第7項第2号二が、改正後、第3項第2号。

また、第4条の(2)でございますが、農地保有合理化法人、その後に「等」が付きます。

また、その2行下でございますが、及び同条第3項に規定する農地利用集積円滑化団体の実施地域という文言が追加。

また、第5条の(2)と2の(1)でございますが、それぞれ法人の後に「等」が付くというところの改正でございます。

なお、次のページでございますが、実際、今までのあっせん基準の条文に今回の新旧対照表の内容を溶け込ませて表示してございますので、参考にごらんいただきたいと思っております。

なお、今回の改正につきましては、条文のみの改正のため、様式等については従来とは変更ございません。

川野会長 以上です。よろしくお願ひします。
議案の説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。
ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

川野会長 質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。
八街市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の改正に伴う承認について原案
のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

川野会長 挙手全員でありますので、議案第6号につきましては、承認することに決定い
たします。
続きまして、その他に移ります。
報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局、説明
願ひます。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご説明いた
します。
番号1、所在沖字中沖、地目畑、面積1千983平方メートル。合意成立の日、
土地引渡時期ともに、平成22年5月31日です。
なお、この件につきましては、3条許可の解除ということになりますので、あ
わせて申し上げます。
以上です。

川野会長 報告事項でございますので、事務局の説明をもって承諾願ひます。
以上で本日の審議すべき案件はすべて終了いたしました。
ご苦労さまでした。

副事務局長 閉会を宣す。（午後4時40分）

議事録署名人

議 長

5 番

6 番